

特定歴史公文書保存、利用及び廃棄に関する規則の改正について

1 報告の経緯

特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄に関する規則については、宅地建物取引業法の一部改正に伴い改正する必要が生じ、今回の改正は特定歴史公文書の保存、利用方法等の変更ではなく、用語上の形式的な変更であることから、改正後、委員会に事後報告することとしていた。

平成27年3月24日付けで同規則を改正したことから、今回報告するもの。

2 改正の概要

「宅地建物取引主任者」から「宅地建物取引士」への名称変更（施行日平成27年4月1日）に伴い、文言を整理する改正を行った。

3 改正点

別添「熊本県特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄に関する規則新旧対照表」のとおり